

市町村立図書館と都道府県立図書館の役割分担について

【資料2-2】

		市町村立図書館	都道府県立図書館	
図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)※	第一 総則	二 設置の基本	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して適切な図書館サービスを行う 	
		三 運営の基本	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して適切な図書館サービスを行う ・市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行う。 	
	第二 公立図書館	一 市町村立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施 ・読書活動の振興 ・地域の情報拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施 ・読書活動の振興 ・地域の情報拠点
		二 都道府県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助 ・県内の図書館間の連絡調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスについて ・貸出サービス ・情報サービス ・地域の課題に対応したサービス ・利用者に対応したサービス ・多様な学習機会の提供 ・ボランティア活動等の推進
		<ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスについて ・貸出サービス ・情報サービス ・地域の課題に対応したサービス ・利用者に対応したサービス ・多様な学習機会の提供 ・ボランティア活動等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・域内図書館への支援（資料の紹介、提供に関すること。情報サービスに関すること。図書館資料の保存に関すること。図書館の職員の研修に関すること。等） ・利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究 ・市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備等 	

※図書館法 第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。